

## 総合労働協約改訂交渉 妥結！

- ◆新型コロナの影響による業務量の減少に伴う休業措置の延長
- ◆育児・介護休業法施行規則等の改正への対応
  - ・看護休暇、介護休暇の時間単位での取得が可能
- ◆準組合員の勤務等制度の改善
  - ・パートナー再雇用社員及びパートナー社員の有給休暇（忌引き・結婚）の改善、召喚休暇の新設
  - ・サポーター再雇用社員及びサポーター社員の有給休暇（忌引き・結婚・召喚）の新設
- ◆定年退職者の一部時給改善

JR四国労組は、申第4号及び第5号で申し入れた総合労働協約改訂等について交渉を重ねてきたが、本日、会社側より回答があった。

また、会社側より待命休職の取り扱いについて別紙1のとおり提案があり、あわせて協議した。

なお、主な回答は以下の通り。

### 【労働条件】

- 10 待命休職及び育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。  
<会社回答> → 待命休職及び育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いについては、現行どおりとする。
- 12 看護休暇及び介護休暇を時間単位で取得できるように改善されたい。  
<会社回答> → 育児・介護休業法施行規則等の改正主旨に従い、別紙2のとおり制度の一部改正を行う。
- 21 業務量の減少等による待命休職及び休業を命ぜられた場合の賃金は100/100とされたい。  
<会社回答> → 待命休職及び休業を命ぜられた場合の賃金は、現行どおり60/100とする。
- 24 賞与の算定における欠勤期間から待命休職期間を除外されたい。  
<会社回答> → 賞与の算定における欠勤期間についての待命休職の場合の取扱いは、現行どおりとする。

# JR四国労組自動車支部ニュース

2020年9月25日(N○3/2)

発行責任者/大谷 清

編集責任者/幸

大

## 【準組合員関係】

1 忌引休暇日数や、生理休暇等の有給適用及びその日数、また各種制度や手当等の支払額において、組合員（社員）と差があるものについては同一とされたい。

＜会社回答＞ → 社員と同一の取り扱い方となる制度については、改正労働契約法の主旨及びガイドラインを参考に、一部の制度について、**別紙3**に示す内容のとおり改正する。

## 【2020年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ

1 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。

2 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。

3 実施日は2020年10月1日とされたい。

＜会社回答＞ → 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の引き上げについては、今回の改定は実施しない。

なお、「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」の職種別賃金額については、その一部について、最低賃金の動向もあり、シニアB及びCの時給について見直しを行う。実施日は2020年10月1日以降とする。（**別紙4**参照）

## 《主な交渉内容》

組 合：新型コロナウイルス感染症による業務量の減少に伴う休業措置について、12月31日までの延長が提案されたが時限的な取り扱いである。長期化すれば、1月以降も休業をせざるを得ない状況となることから、組合員の生活を守るためにも会社の経営上の都合により待命休職及び休業を命ぜられた場合は100/100の賃金を支給されたい。

会 社：コロナ禍における休業措置は特例であり、基本は60/100と考えている。会社としても1日でも早くコロナが収束し、従来どおりの営業体制に戻すことが最善であると考え、仮に1月以降も休業をしなければならなくなった場合の休業措置は、雇用調整助成金制度の動向を踏まえ検討したい。

組 合：看護休暇及び介護休暇が時間単位で取得できることとなったが、休暇の使用例として半休（有給）を組み合わせることは可能か。

会 社：半休（有給）と組み合わせることは可能である。

組 合：準組合員の勤務制度等の一部改正については、法改正の主旨を踏まえたものであるが、これまで組合が要求してきた項目や社員と同様の労働条件に改善される項目もあり、前進が図られたと考える。しかしながら、組合員と準組合員で差がある制度等もあることから、それらについても均等・均衡待遇の観点から同一にすべきである。

# JR四国労組自動車支部ニュース

2020年9月25日(No.3/3終)

発行責任者/大谷 清

編集責任者/幸

大

- 会 社：社員と契約社員等で差がある制度については、改正労働契約法及び国のガイドラインを踏まえ整理したいと考えている。
- 組 合：前回の交渉でも訴えたが、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の減少に伴う待命休職は、会社経営上の都合によるものであることから、賞与の算定における欠勤期間から除外するとともに昇給の取り扱いを改善すべきである。また、待命休職期間によって、賞与の期間率や昇給の所要期間において、個人ごとに差が生じることから、不公平感を是正するためにも見直しを図るべきである。
- 会 社：基本的には、現行の取り扱いを変更する考えはない。しかしながら、今回の待命休職における賞与の期間率及び昇給の取り扱いについては、検討課題であると認識しており、引き続き協議していきたい。
- 組 合：勤労意欲の高揚、モチベーションの維持・向上を図るためにも年令給及び職能給を改善すべきである。
- 会 社：年令給及び職能給の改善については今後の検討課題であると認識しているが、原資が必要であり長期人件費に影響を与えることから、現行の経営状況を勘案すると、現時点での改善は困難である。
- 組 合：勤務面や諸手当、また福利厚生面など、組合員が入社から退職まで意欲を持って働き続けられる制度への改善に向けて、引き続き前向きに検討するよう強く要請する。
- 会 社：制度改善等については、会社の収入動向、将来的な経営見通しなどを勘案し、今後検討していきたい。

組合は、持ち帰り業務対策委員会を開催し、一部ではあるが制度改善が図られたこと等について議論した結果、これ以上の前進は困難と判断し同日妥結した。

また、1回目の交渉終了後に提案のあった「社員登用試験の受験資格の特例扱い」については、準組合員の社員登用への意欲向上が図られることから了承した。

以 上

## 別紙 1

### 待命休職の取扱いについて

2020年9月  
ジェイール四国バス株式会社

標題について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年5月1日から2020年9月30日まで休業協定書を締結していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響がいつ終息するか予測できない中、10月1日以降も待命休職を実施しなければならない状況です。

2020年8月28日、厚生労働省の雇用調整助成金の特例措置等の延長発表を受け下記のとおり実施することとしたい。

#### 記

##### 1 休業の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、高速バスの運休に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた職場において、雇用維持を目的として関係する社員の休業措置を実施する。

##### 2 休業の時期

休業は、2020年10月1日から2020年12月31日までの間において、これらの日を含め92日間実施する。

##### 3 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

(ア) 本社及び各支店の社員（管理者、契約社員、再雇用契約社員を除く）を対象とする。

(イ) 休業日の休業人数は概ね201人とする。

(ウ) 休業は出来る限り輪番で行うものとする。

##### 4 休業時間

1日平均労働時間 7時間35分とする。

##### 5 休業手当の支払い基準

休業中は、休業日の賃金減額として算定した額の100%相当額の休業手当を支払う。

##### 6 附則

この協定は、2020年10月1日に発効し、2020年12月31日に失効する。

## 別紙 2

「看護休暇」及び「介護休暇」に関する制度の一部改正について

2020年9月

ジェイアール四国バス株式会社

育児・介護休業法施行規則等の改正の主旨を受け、「看護休暇」及び「介護休暇」に関する制度の一部改正を行う。

### 1 一部改正の内容

(1) 時間単位の取得の取扱いを行う。

この場合、「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じて、労働者の希望する時間数で取得できることとする。

(2) 対象者は、現行どおり、日勤（1種）及び日勤（2種）勤務を指定されている社員等とする。

(3) 現行、半日単位の取得について規定されている取扱いは、対象者を含め取扱いは、時間単位の範囲に含めることができるため、これを廃止する。

(4) いわゆる中抜けについては、現行どおり「中抜けなし」として取り扱うこととし、勤務の間には与えない。

(5) 時間単位と日単位の換算については、休暇を取得した時間数の合計が、1日の所定労働時間数に相当する時間数になるごとに「1日分」の休暇を取得したものとして取扱う。この場合、1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を時間単位に切り上げる。

例 1日の所定労働時間7時間35分の場合には、端数35分を切り上げて、8時間分の休暇で「1日分」とする。

(6) 1日の所定労働時間が4時間以下の者には付与しないこととされている現行の取扱いは、廃止する。

### 2 実施時期

2021年1月1日から実施する。

以上

## 別紙 3

### 契約社員等の勤務等制度の一部改正について

2020年9月

ジェイアール四国バス株式会社

同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間で、不合理な待遇差を解消するという法改正の趣旨を受け、契約社員の勤務制度の一部改正を行う。

#### 1 有給休暇の一部改正

##### (1) 忌引による場合（忌引休暇）の一部改正

再雇用契約社員（パートナー再雇用社員）及び契約社員（パートナー社員）の忌引休暇の対象範囲及び付与日数の取扱いは、社員と同様とする。

再雇用契約社員（サポーター再雇用社員）及び契約社員（サポーター社員）の忌引休暇を新設する。忌引休暇の対象範囲及び付与日数の取扱いは、社員と同様とする。

##### 参考 一部改正後の忌引休暇

死亡した者		日 数		
		社員	再雇用・契約 ／パートナー	再雇用・契約 ／サポーター
配偶者		7日	7日（5日）	7日（—）
一親等の直系尊属 （父母）	血族	7日	7日（5日）	7日（—）
	姻族	3日	3日（2日）	3日（—）
一親等の直系卑属 （子）	血族	7日	7日（3日）	7日（—）
	姻族	1日	1日（1日）	1日（—）
二親等の直系尊属 （祖父母）	血族	3日	3日（2日）	3日（—）
	姻族	1日	1日（1日）	1日（—）
二親等の直系卑属 （孫）	血族	1日	1日（—）	1日（—）
	姻族	0日	0日（—）	0日（—）
二親等の傍系者 （兄弟姉妹）	血族	3日	3日（2日）	3日（—）
	姻族	1日	1日（1日）	1日（—）

注：日数欄の（ ）は、現行の日数を示す。

(2) 結婚する場合（結婚休暇）の一部改正

再雇用契約社員（パートナー再雇用社員）及び契約社員（パートナー社員）の結婚休暇の付与日数の取扱いは、社員と同様に「結婚の日から連続した5日以内」とする。

再雇用契約社員（サポーター再雇用社員）及び契約社員（サポーター社員）の結婚休暇を新設する。結婚休暇の付与日数は、結婚休暇の付与時点における年休の付与区分により決めるものとし、1日単位とする上限5日とする。

ただし、付与区分に該当しない場合は、付与しない。

なお、勤続6箇月を経過しない者については、採用から結婚休暇付与時までの間の月平均の所定勤務日数に基づき算定し、1日単位とする上限5日とする。同様に、付与区分に該当しない場合は、付与しない。

参考 サポーター再雇用社員・サポーター社員の結婚休暇付与日数の算定

区分	年間所定勤務日数	月平均所定勤務日数	付与日数
A	217日 以上の者	19日 以上の者	5日
B	169～216日の者	15～18日の者	4日
C	121～168日の者	11～14日の者	3日
D	73～120日の者	7～10日の者	2日
E	48～72日の者	4～6日の者	1日

(3) 職務上の事件について官公署に召喚された場合等（召喚休暇）の新設

再雇用契約社員（パートナー再雇用社員及びサポーター再雇用社員）及び契約社員（パートナー社員及びサポーター社員）の召喚休暇を新設する。

対象範囲及び付与の取扱いは社員と同様とする。

参考

対象範囲：「職務上の事件について証人、鑑定人、参考人として、官公署に召喚された場合及び故意又は怠慢の顕著な場合を除いて、自動車事故等のため被疑者等となり官公署に召喚された場合」とする。

休暇の付与：「必要な時間または日」とする。

2 実施時期

2021年4月1日から実施する。

## 別紙 4

「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」の一部改定について

2019年9月25日

ジェイアル四国バス（株）

標題の協定（2019年9月19日）について、第6項職種別賃金額（別表）及びその実施時期について次のとおり改定します。

### 1 再雇用者の職種別賃金

区分	シニアA		シニアB		シニアC	
	月給	運転手当	時給	運転手当	時給	運転手当
運転係	最低保障額(甲) 140,000円	50円 /時間	甲 1,080円	50円 /時間	甲 1,080円	50円 /時間
	最低保障額(乙) 180,000円		乙 1,100円		乙 1,100円	
構内 運転係	最低保障額 140,000円	—	825円	—	825円	—
デスク	最低保障額 140,000円	—	825円	—	825円	—
営業係 (プラザ等)	最低保障額 140,000円	—	825円	—	825円	—
清掃係 (香川県内)	—	—	820円	—	820円	—
清掃係 (愛媛・徳島・ 高知県内)	—	—	800円 (795円)	—	800円 (795円)	—

注:賃金の( )内の額は、改定前の額を参考として表示しています。

シニアB、シニアCの太線枠について改定します。

### 2 実施期日

2020年10月1日以降適用します。